

# 平成30年度発達障がいのある子どもの学び支援事業に係る エリア別特別支援教育コーディネーター研修会

管内の幼・小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、全ての公立小・中学校等が多様な障がいに対応できるように、各エリアの実情に応じた研修を開催することで、特別支援教育に関する県内の標準的技能の向上をめざすことを目的に実施しました。

期日：平成30年8月17日（金）

場所：竹田総合庁舎 大会議室

対象：管内の幼・小・中学校の特別支援教育コーディネーター

概要：【開会行事】大分県教育委員会挨拶

大分県教育庁特別支援教育課 課長補佐 小野 泰史

○個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性について

- ・本研修受講者の各学校における役割
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画作成と活用

## Ⅱ 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の必要性

### 1 現状

(1) 特別支援教育に関する調査(文部科学省)



○個別の教育支援計画、個別の指導計画とも全国平均より低い

※この調査は園・学校で一人でも作成している学校数

### 【講義1】切れ目ない支援の構築に向けた取組

竹田市「子育て世代包括支援センター」すまいる

副主幹

中里 裕美

○竹田市の5歳児健診における切れ目ない支援の構築に向けた取組

- ・竹田市の母子保健事業について
- ・子育て世代包括支援センター「すまいる」について
- ・竹田市子ども特別支援ネットワーク会議について
- ・5歳児健診について
- ・サポートファイル「ぽこ・あ・ぽこ」作成について
- ・5歳児健診の課題について など



### 障害福祉の父と言われている

糸賀一雄氏(1914年3月29日-1968年9月18日)は  
発達には

「縦の発達」と「横の発達」

があるとっています

「縦の発達」は 能力や知性

「横の発達」は 感性や人格

「縦の発達」に必要なものは？

養育・療育・教育

自立を育む適切な養育環境が不可欠  
疾患による症状 → 医療・薬物療法  
(周辺症状は適切な養育で抑えられる)

連動

「横の発達」に必要なものは？

無条件の愛・信頼

子どもにとっての「安全地帯」となる養育者と  
養育者を支える人たち・地域力が不可欠

横(感性や人格)の発達は無限大です！！

## 【講義2】「通常の学級における個別の指導計画の作成、活用」

大分県立竹田支援学校 教諭 大崎 美穂

○どうして作成する必要があるのか

小学校学習指導要領（P. 24）

第1章 総則 第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。



特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

○なんのために必要なのか

- ・生活上の困りを支援する視点から
- ・保護者や教員の横のつながりの視点から
- ・高等学校、大学入試センター試験の合理的配慮の視点から

※高等学校における合理的配慮の提供については、平成28年3月にパンフレットが出されています。また、公立高校を受検する際に合理的配慮の提供を受ける際、個別の教育支援計画や個別の指導計画を参考資料とすることもできます。

- ・就労の視点から
- ・小学校から就労までの縦のつながりの視点から

○個別の指導計画とはどんなものか

- ・個別の指導計画の例

## 【演習】「通常の学級における個別の指導計画の作成」

竹田教育事務所 指導主事 阿南 正樹  
大分県立竹田支援学校 教諭 大崎 美穂

○参加者を8グループに分けて実施

- ・自校の様式を配布し説明
  - ①どのように作成を行っているか
  - ②取組の検証・改善のサイクルは
  - ③作成上の留意点や成果が感じられる取組
  - ④作成上の悩み、質問

- ・自校の「個別の指導計画」の修正

※修正がない場合等は、自校の他の生徒の「個別の指導計画」を自校の様式（県の様式）で作成する。

### <最後に>

今回の研修からも、切れ目ない支援を実施するためには、家庭や地域、福祉や行政、そして学校の連携が不可欠であることがわかる。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成の法的な根拠だけでなく、作成することが障害のある児童・生徒の進学・就労への重要な支援であることを忘れてはいけない。

特別支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒はもとより、通常学級に在籍する困りをかかえた児童・生徒に対してきめ細やかな、切れ目のない支援を行う意味からも、各学校で個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が必要である。